

## 随意契約による

### 上田市土地開発公社保有地売却手続きのながれ

<b>購入申込</b>	<p>下の申込場所において、申込時間内に、最低売却価格以上となる価格で別添「上田市土地開発公社保有地譲渡申請書」を提出した方に先着順で売却します。</p> <p>ただし、同日付で申請を受理した場合は、購入希望価格の高い順とし、同額の場合は、くじによる抽選を行い、契約者を決定します。</p> <p>申込場所：上田市役所本庁舎 4階 上田市土地開発公社 申込時間：午前 8：30～午後 5：15（土、日祝日を除く）</p>
-------------	--



<b>売買契約 締結</b>	<p>申請書を提出された方は、1月以内に契約を締結してください。契約に至らなかった場合、購入する権利は、無効となります。</p> <p>契約を締結するには、売買代金を一括納付していただくか、上田市土地開発公社が発行する納付書により契約保証金を納付していただく必要があります。このとき、納付した契約保証金は売買代金の一部に変更できます。</p> <p>ただし、契約に伴う諸費用等は、買受者の負担となります。</p>
--------------------	--



<b>売買代金 納付</b>	<p>契約日に売買代金を一括納付されない場合は、契約締結から1月以内に残金の納付をお願いします。</p>
--------------------	--



<b>所有権 移転登記</b>	<p>上田市土地開発公社が売買代金の全額納付を確認した上で、上田市土地開発公社において所有権移転の登記を行い、完了後、現状有姿で引渡します。ただし、登記に伴う諸費用（登録免許税）等は、買受者の負担となります。</p>
---------------------	--

売買にかかる費用として、売買代金（契約保証金）、契約書に貼付する収入印紙代、登録免許税が必要となります。

問い合わせ先 上田市土地開発公社事務局 担当 永井、小林  
電話 0268-22-3415（直通）